

保護者 様

学校名 黒部市立清明中学校

学校感染症による出席停止についてのお知らせ

このたびのお子さまの病気は、学校保健安全法の基準により、本人の休養と他への伝染、流行を防ぐため出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

お子さまが感染症と医師により診断された場合は、医師の登校許可がでるまでは出席停止となります。

以下の出席停止期間を参考にして、ご家庭でゆっくり療養させてください。なお、登校するときは、下記の《登校許可証明書》を学校に提出してください。

（参考）主な学校感染症による出席停止期間の基準

期間は目安です。個人差もありますので、必ず医師の指示に従ってください。

病名	出席停止期間（基準）
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

《 登校許可証明書 》

学校名	黒部市立清明中学校	年	組	氏名	
-----	-----------	---	---	----	--

主治医 様 お手数をおかけしますが、下記についてご記入くださいますようお願い申し上げます。

上記生徒の病気は、感染のおそれがないものと認めます。なお、出席停止後の「登校してもよい日」は下記のとおりとします。

① 病名	
② 登校してもよい日	月 日（ ）より、登校可

令和 年 月 日

医師名